

IV 基準ごとの自己評価

基準1 大学の目的

観点1-1-1： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【概況】

本学の目的は、学則第1条において、「尾道大学は、学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって国家社会の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与することを目的とする」と、学校教育法第52条と同一の文言となっている。

また、大学院においても、学則第2条で、「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする」と、学校教育法第65条第1項の一部と同様の文言となっている。

こうした目的の具体的内容については、「大学設置認可申請書」、「大学院設置認可申請書」、「自己点検・評価報告書」（平成16年7月刊行）、大学案内パンフレット、大学ホームページにおいて、「沿革」、「大学設置理念」、「教育目標」、「学科、研究科紹介」、「アドミッションポリシー」といった項目に分けて説明されている。

このうち、「大学設置認可申請書」、「大学院設置認可申請書」、「自己点検・評価報告書」（平成16年7月刊行）においては、長期的展望に立った基本方針が詳述され、大学案内パンフレット、大学ホームページにおいては、受験生、保護者、一般市民への分かりやすさに重点をおいた記述となっている。

また、今年度刊行予定の自己点検・評価報告書作成の過程において、目的、教育目標等について、再度の検討を進めており、その結果は、本報告書の「大学の現況及び特徴」、「目的」に反映されている。

【分析】

「大学設置認可申請書」、「大学院設置認可申請書」、「自己点検・評価報告書」（平成16年7月刊行）においては、尾道市の産業・文化の歴史、本学の市立女子専門学校からの沿革をたどることにより、地域の特性や大学の伝統を踏まえながら、時代の養成に因應するため、4年制大学へ転換、さらに大学院の設置にいたった経緯を説明している。こうしたことから、目的、教育目標の設定について、以下のことが分かる。

① 経済情報学部

経済・経営・情報の三分野の融合を目指す教育方針は、従来の路線の延長上にあり、過去の経験に裏付けられたものであることが分かる。また、情報技術の活用を謳うことは、本学の目的の一つである「応用的能力の展開」と合致し、かつ時代の趨勢に積極的に対応する試みである。

② 芸術文化学部

㊦ 日本文学科においては、「尾道の持つ文化的な土壌」を踏まえつつ、人材育成の目標をいくつかの類型として打ち出している。これは、本学の日本文学、日本語学の教育研究が、大学が置かれた地理的風土、文学的遺産を活かしながら、半世紀にわたる長い教育研究の成果を発展させていく具体的方針を示すものである。

㊧ 美術学科においても、目的を「美しい町の景観や貴重な文化財に囲まれた中で、美術創造の原点である自然や伝統文化に触れる。地域社会との交流を活発にして創造表現の可能性を追求し、地域の活性化や芸術文化の発展に貢献できる人材の育成」（自己点検・評価報告書平成16年版 P6）としており、地域に育まれた芸術を、さらに発展させ、地域の活性化に活かしていく、その為の人材を育成することを目標とし

ている。

このように、本学の目的は、両学部において、歴史的経緯、地理的環境の中で成長してきたものであり、とりわけ、芸術文化の教育研究は、地域と密接不可分な関係にあることが強調されている。

③ 大学院

大学院委員会では、文部科学省高等教育局事務連絡「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 18 年 5 月）における、「教育研究上の目的の明確化」の規定に基づき、設立後 2 年の経験を踏まえ、今後の目的に関する議論を進めている。（平成 19 年 2 月 28 日、大学院委員会等）

経済情報研究科では、「多様な専門的知識とその実践的活用能力を備えた専門的職業人の育成を行うことに重点を置いて教育研究をし、産業経済の一層の発展とその文化の創造に貢献することを目的」とし、次の点を重視しながら、専門的職業人の育成に努める、としている。

- ㊦ 経済学、経営学、会計学、税務の諸領域の関連・連携を考える。
- ㊧ 情報技術を活用した実践的教育を行う。
- ㊨ 情報分野の職業人養成のために、情報科学の学習の高度化を図る。

また、日本文学研究科では、

- ㊦ 日本の思考と言語文化の充実
- ㊧ 人間・歴史・環境・自然との対話の再興
- ㊨ 深々とした国際性と情緒の発現

を理念に、新しい「日本文学」の創立を志向し、豊かな知性や優れた徳性を持つ人材、個性と自律性を持つ人材の養成を目的とする。

さらに美術研究科では、学部時代に各自が模索に努めた課題解決を図りながら、専門的な人材の育成に努める。専門的な人材の育成という教育研究の目的を達成するために、絵画教育研究分野およびデザイン教育研究分野の 2 分野を設け、基礎理論科目、専門演習科目、専門実習科目の 3 系統の授業科目を備え、学部と大学院修士課程を合わせた 6 年間のカリキュラムを一貫化し、基礎から応用まで高度な創作能力を育成するための体系的な教育を行うこととしている。

観点 1-1-2 : 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないか。

【概況】

本学の学則では、目的の記述は、学校教育法第 52 条（大学の目的）と同一である。

「大学設置認可申請書」、「自己点検・評価報告書」（平成 16 年 7 月刊行）においては、長期的展望に立った基本方針が詳述されている。その内容は、学校教育法第 52 条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開」と合致する。

【分析】

「大学設置認可申請書」、「自己点検・評価報告書」（平成 16 年 7 月刊行）においては、地域の特性や大学の伝統を踏まえながら、少子高齢社会、グローバル化、情報化、地域活性化等、時代の流れに積極的、創造的に対応できる人材の育成を目指すこと、その為の方法論を踏まえた教育目標を提示している。

その際、経済情報学部では、経済・経営・情報の三分野の融合を目指しており、それは学校教育法第 52 条で言うところの「応用的能力の展開」の具体化とも言えよう。

一方、芸術文化学部については、上記の「大学設置認可申請書」、「自己点検・評価報告書」（平成 16 年 7 月刊行）においては、「優れた徳性と高い知性」、「地域の芸術文化」等の理念を打ち出しており、これは学校教育法第 52 条で言うところの「学術の中心として、知的、道徳的及び応用的能力の展開」と同じ趣旨と考えられる。

観点 1-1-3： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではないか。

【概況】

本学の学則では、大学院の目的の記述は、学校教育法第 65 条第 1 項と同様の内容である。

「大学院設置認可申請書」等の記述は、学校教育法第 65 条第 1 項（大学院の目的）の「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力」と内容的に一致する。

【分析】

「大学院設置認可申請書」等においては、本学大学院を、「学部教育で培われた専門的素養のある人材を、よりレベルを高めた学習と研究への取組により、高度の能力を有する専門的職業人を主とし、一部研究者を志す者を含め、広く時代と地域の要請に応えられる優れた人材を育成する教育研究拠点」として性格づけており、学校教育法第 65 条第 1 項の「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力」と内容的に一致する。

観点 1-2-1： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【概況】

本学の目的の具体的内容については、「自己点検・評価報告書」（平成 16 年 7 月刊行）に記載されており、全教職員配付されている。また、現在作成中の「自己点検・評価報告書」（平成 19 年版）では、大学と大学院設置後の教育研究の経験を踏まえた、本学の目的・理念を改めて掲載し、教職員に周知する予定である。

一方、大学案内、大学院案内パンフレット、大学ホームページにおいて、「沿革」、「大学、大学院設置理念」、「教育目標」、「学科、研究科紹介」、「アドミッションポリシー」といった項目に分けて説明されており、教職員及び学生は本学の目的・教育目標の具体的内容を閲覧できる。（また「自己点検・評価報告書」（平成 19 年版）についても、ホームページに掲載予定）

【分析】

学生への周知については、上記に加え、各学年のオリエンテーション（1 年次は合宿）、シラバス、履修モデル、チューターによる進路相談等において、学生の学習及び進路への多様なニーズに対応しつつ、本学の目的、特徴を理解させることを目指している。

教職員については、従来、全学 FD 委員会主催の講演会、各学部内 FD 委員会、教授会、大学院委員会、将来構想等委員会等において、本学の特徴、目的、将来像に関する議論が行われて来ており、教職員における目的、教育目標の共有化が図られてきた。

また、「自己点検・評価報告書」(平成19年版)作成の過程で、大学評価・学位授与機構の11の基準に基づく点検が行われており、大学(大学院)開設後6年(2年)の経験を踏まえ、目的・教育目標の再検討を行っている。こうした活動の中で、教職員の目的に関する意識の高揚、目的の共有、ひいては個々の現場での改革(FDの実践)の進展が期待される。

観点1-2-2： 目的が、社会に広く公表されているか。

【概況】

本学の目的の具体的内容については、「自己点検・評価報告書」(平成16年7月刊行)に記載されており、300部が印刷、配布された。また、現在作成中の「自己点検・評価報告書」(平成19年版)では、大学と大学院設置後の教育研究の経験を踏まえた、本学の目的・理念を改めて掲載・公表する予定である。

一方、大学案内、大学院案内、大学ホームページにおいて、「沿革」、「大学、大学院設置理念」、「教育目標」、「学科、研究科紹介」、「アドミッションポリシー」といった項目に分けて説明されており、受験生、保護者、高校関係者、一般市民は、本学の目的・教育目標の具体的内容を閲覧できる。(また「自己点検・評価報告書」(平成19年版)についても、ホームページに掲載予定)

また、毎年8月開催されるオープンキャンパスでは、本学の基本的目標・姿勢を説明しており、さらに高校等訪問(平成18年度 259校訪問において)、アドミッションポリシー、大学の目的を説明している。

【分析】

本学の沿革を踏まえた長期的目的については、「自己点検・評価報告書」(平成16年7月刊行)に掲載・公表されており、また、現在作成中の「自己点検・評価報告書」(平成19年版)では、大学と大学院設置後の教育研究の経験を踏まえた、本学の目的・理念を改めて公表する予定である。